



茨城県報

第 1 0 0 3 号

平成10年10月22日

木 曜 日

目 次

規 則

(公 安 委 員 会)

ページ

- 風俗営業及び金属くず取扱関係手数料の徴収に関する規則の一部を改正する規則..... 1

告 示

- 保険薬剤師の登録 (保険課) 2
- 指定老人訪問看護事業者及び指定訪問看護事業者の指定 (健康増進課) 2
- 大規模小売店舗の廃止に関する公示 (商業流通課) 3
- 特定漁業者の共済契約の締結の申込みの同意成立の届出 (3件) (漁政課) 3
- 道路の区域の変更 (5件) (道路維持課) 4
- 道路の供用の開始 (道路維持課) 6
- 換地計画の適当決定 (土地改良事務所) 6
- 換地処分の届出 (土地改良事務所) 6

(大規模小売店舗審議会)

- 第二種大規模小売店舗における小売業に関する公示..... 7

公 告

- 茨城県筑波西部地域に係る特定中小企業集積活性化計画 (工業技術課) 7
- 特定漁業者に対する共済契約の締結の申込みについての同意成立を
求めるための発起の届出 (3件) (漁政課)17
- 公共測量の実施 (用地課)17
- 有料道路に関する公示 (道路建設課)18
- 開発行為の工事完了 (6件) (建築指導課)18
- 道路の位置の指定 (3件) (建築指導課)19

正 誤

- 平成10年9月24日付け茨城県報第995号中20

規 則

(公 安 委 員 会)

茨城県公安委員会規則第5号

風俗営業及び金属くず取扱業関係手数料の徴収に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成10年10月22日

茨城県公安委員会委員長 篠 原 健 治

風俗営業及び金属くず取扱業関係手数料の徴収に関する規則の一部を改正する規則

風俗営業及び金属くず取扱業関係手数料の徴収に関する規則（昭和60年 3 月 4 日公安委員会規則第 5 号）の一部を次のように改正する。

別記様式第 1 中「昭和」を削り、「茨城県公安委員会」を「茨城県警察本部長」に、

許可等の種類	許可, 更新, 再交付, 相続承認, 構造設備の変更承認, 許可証の書換え, 遊技機の認定, 検定, 管理者講習	を
--------	----------------------------------------------------------	---

許可等の種類	許可 許可証再交付 相続承認 合併承認 構造設備変更承認 許可証の書換え 遊技機の認定 検定 管理者講習 3ヶ月営業許可（7号営業・その他の営業） 特例風俗営業者の認定 認定証再交付	に
--------	---------------------------------------------------------------------------------------------------	---

改める。

附 則

この規則は、平成10年11月 1 日から施行する。

茨城県告示第1162号

健康保険法（大正11年法律第70号）第43条の 5 第 1 項の規定により、次の医師及び歯科医師並びに薬剤師を保険医及び保険薬剤師に登録した。

平成10年10月22日

茨城県知事 橋 本 昌

氏 名	登録記号番号	登録年月日
根 矢 民 江	茨薬 3346	平成10年 9 月29日
土 井 麻理子	茨薬 3347	平成10年 9 月29日
垣 内 幸 子	茨薬 3348	平成10年 9 月30日
江 頭 陽 子	茨薬 3349	平成10年10月 1 日
月 井 敦 子	茨薬 3350	平成10年10月 5 日
月 井 裕 二	茨薬 3351	平成10年10月 5 日
関 口 明 美	茨薬 3352	平成10年10月 6 日

茨城県告示第1163号

老人保健法（昭和57年法律第80号）第46条の 5 の 2 第 1 項及び健康保険法（大正11年法律第70号）第44条ノ 4 第 1 項の規定により、次のとおり指定老人訪問看護事業者及び指定訪問看護事業者を指定したので、老人保健法第46条の 17 の 9 第 1 号及び健康保険法第44条ノ 12 第 1 号の規定により公告する。

平成10年10月22日

茨城県知事 橋 本 昌

指 定 年 月 日	指 定 老 人 訪 問 看 護 事 業 者 の 及 び 指 定 訪 問 看 護 事 業 者 の 名 称 及 び 主 たる 事 務 所 の 所 在 地	老 人 訪 問 看 護 ス テ ー シ ョ ン 及 び 訪 問 看 護 ス テ ー シ ョ ン の 名 称 及 び 所 在 地
平成10年10月13日	医療法人社団 いばらき会 ひたちなか市高場167-2	いばらき診療所訪問看護ステーション ひたちなか市高場209
平成10年10月13日	医療法人社団 いばらき会 ひたちなか市高場167-2	訪問看護ステーションとうかい 那珂郡東海村大字舟石川字石橋向825-55

~~~~~

**茨城県告示第1164号**

大規模小売店舗の廃止に関する公示

次の事項に係る大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律（昭和48年法律第109号）第3条第2項の公示は、その効力を失ったので、同法第3条第5項の規定により、公示する。

平成10年10月22日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 届出者の氏名又は名称 舩 井 照 恵
- 2 建物の名称及び所在地 カンセキ東海店  
茨城県那珂郡東海村舟石川491の3外

~~~~~

茨城県告示第1165号

小型磯崎加入区に係る特定第2号漁業者の共済契約の締結の申込みについて、次の者から同意成立の届があり、当該同意は、漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条の2第2項に規定する要件に適合しているため、同条第5項において準用する同法第105条の2第4項の規定により告示する。

平成10年10月22日

茨城県知事 橋 本 昌

発起人

- ひたちなか市磯崎町3674-4 菊 池 賢 寿
ひたちなか市和田町1-11-6 薄 井 勝 美

~~~~~

**茨城県告示第1166号**

小型大洗加入区に係る特定第2号漁業者の共済契約の締結の申込みについて、次の者から同意成立の届があり、当該同意は、漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条の2第2項に規定する要件に適合しているため、同条第5項において準用する同法第105条の2第4項の規定により告示する。

平成10年10月22日

茨城県知事 橋 本 昌

発起人

- 東茨城郡大洗町磯浜町526-1 飛 田 清 二  
東茨城郡大洗町東光台5-13 小松崎 長太郎

~~~~~

茨城県告示第1167号

小型波崎加入区に係る特定第2号漁業者の共済契約の締結の申込みについて、次の者から同意成立の届があり、当

該同意は、漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条の2第2項に規定する要件に適合しているため、同条第5項において準用する同法第105条の2第4項の規定により告示する。

平成10年10月22日

茨城県知事 橋 本 昌

発起人

鹿島郡波崎町西仲島9333 小 浜 勤
 鹿島郡波崎町別所4673 今 津 宏 志

茨城県告示第1168号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、平成10年10月22日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成10年10月22日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 道路の種類 県 道
- 2 路 線 名 玉里水戸線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル	摘 要
東茨城郡茨城町大字上飯沼 字町田1279番2地先から	旧	最大 36.8 最小 4.8	456	
東茨城郡茨城町 大字下飯沼1218番1地先まで	新	最大 38.4 最小 12.6	456	現道拡幅

茨城県告示第1169号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、平成10年10月22日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成10年10月22日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 道路の種類 県 道
- 2 路 線 名 大洗友部線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル	摘 要
東茨城郡茨城町大字南川又 字東田1139番地先から	旧	最大 16.0 最小 6.2	1,658	
西茨城郡友部町 大字仁古田658番1地先まで	新	最大 16.0 最小 6.2 最大 35.5 最小 12.5	1,658 1,640	バイパス新設

茨城県告示第1170号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、平成10年10月22日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成10年10月22日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 道路の種類 県 道
- 2 路 線 名 茨城岩間線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
東茨城郡茨城町大字下飯沼 字石橋1074番 2 地先から	旧	メートル	メートル	
		最大 16.8	260	
東茨城郡茨城町大字上飯沼 字瀬古906番 1 地先まで	新	最大 23.4	260	現道拡幅
		最小 7.3		

茨城県告示第1171号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、平成10年10月22日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成10年10月22日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 道路の種類 県 道
- 2 路 線 名 石岡常北線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
西茨城郡友部町大字仁古田 1365番地先から	旧	メートル	メートル	
		最大 23.2	1,014	
西茨城郡友部町大字仁古田 1163番 9 地先まで	新	最大 25.8	1,014	現道拡幅
		最小 12.0		

茨城県告示第1172号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、平成10年10月22日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成10年10月22日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 道路の種類 県 道
- 2 路 線 名 常陸太田大子線

3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
久慈郡水府村中染3506番 1 地先から	旧	メートル 最大 14.0	メートル 655	
		最小 5.2		
久慈郡水府村天下野6774番 1 地先まで	新	最大 14.0	655	バイパス新設
		最小 5.2		
		最大 60.0	648	
		最小 12.8		

茨城県告示第1173号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。その関係図面は、平成10年10月22日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成10年10月22日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 路 線 名 県道 小川川島停車場線
- 2 供用開始の区間 下館市大字小川字前原1773番 1 地先から
下館市大字布川字田河内1249番22地先まで
- 3 供用開始の期日 平成10年11月 6 日

茨城県告示第1174号

鹿島湖岸南部土地改良区理事長から平成10年10月 5 日付けで認可申請のあった鉢形地区（全換地区）の換地計画については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第52条の 2 第 1 項の規定により平成10年10月 7 日適当と決定したから同法第52条の 2 第 4 項において準用する同法第 8 条第 6 項の規定により公告する。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成10年10月22日

茨城県鉢田土地改良事務所長 栗 原 宏 之

- 1 縦覧に供する書類
換地計画書の写し
- 2 縦覧の期間
平成10年10月23日から
平成10年11月20日まで
- 3 縦覧の場所
鹿嶋市役所

茨城県告示第1175号

平成10年 9 月17日付け江土改指令第18号で認可した乙戸川下流地区の更正換地計画については、土浦市外十五ヶ町村土地改良区から換地処分をした旨届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第54条第 4 項の規定により公示する。

平成10年10月22日

茨城県江戸崎土地改良事務所長 田 村 勝 治

(大規模小売店舗審議会)

茨城県大規模小売店舗審議会告示第49号

第二種大規模小売店舗における小売業に関する公示

大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律施行規則（昭和49年通商産業省令第17号）第9条の規定により、次のとおり公示しますから、意見を述べようとする者は意見の内容を記載した書面に、「(1) 氏名又は名称及び住所 (2) 事業者にあつては、その事業の種類 (3) 略歴（法人及び団体にあつては、事業の沿革） (4) 意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、本日から2週間以内に茨城県大規模小売店舗審議会事務局（茨城県商工労働部商業流通課内）に到着するように提出してください。

平成10年10月22日

茨城県大規模小売店舗審議会委員長 宇 野 秀

- 1 届出者の氏名又は名称 株式会社 カスミ家電
- 2 第二種大規模小売店舗の名称及び所在地 カスミ家電東海店
茨城県那珂郡東海村舟石川523外
- 3 現在の店舗面積 1,000㎡
- 4 増加しようとする店舗面積 380㎡
- 5 店舗面積を増加する日 平成11年3月6日

公 告

◎茨城県筑波西部地域に係る特定中小企業集積活性化計画

特定産業集積の活性化に関する臨時措置法（平成9年法律第28号）第21条第4項の規定に基づき、茨城県筑波西部地域に係る特定中小企業集積活性化計画が平成10年9月28日付けで承認を受けたので、同条第6項の規定により公表する。

平成10年10月22日

茨城県知事 橋 本 昌

1 特定中小企業集積の活性化を促進する措置を講じようとする特定中小企業集積及びその地域

(1) 自然的経済的社会的条件からみた地域的一体性の確保

この計画において、特定中小企業集積の活性化を促進する措置を講ずべき特定中小企業集積の存在する地域（以下「活性化促進地域」という。）は、自然的経済的社会的条件からみて地域的一体性が確保されている笠間市、岩瀬町、真壁町及び大和村の1市2町1村（可住地面積15,779ヘクタール）とする。

① 活性化促進地域の自然的条件

当地域は、関東平野の北東、茨城県西部中央に位置し、概ね東京から100km以内に入る。また、筑波・加波山系の西側に位置する山地・丘陵地に囲まれた一続きの平地をなしている。涸沼川と稲田川が涸沼に至る笠間市を除き、いずれも筑波山麓を流れて土浦にて霞ヶ浦に注ぐ桜川水系に属し、地理的なまとまりがあり、自然的一体性を有している。

② 活性化促進地域の経済的条件

当地域には鉄道としてJR水戸線があり、対象市町村は真壁町を除いてこの鉄道沿いに位置している。また、県都水戸から、栃木県、群馬県の主要都市を結ぶ国道50号が各市町村を結んでおり、通勤・通学面でも密接な交流が見られる。当地域の市町村は、いずれも御影石（花崗岩）の採石業から始まる石材業が、地域経済の中核をなしており、経済的な一体性を有している。

さらに建設が進む北関東自動車道や首都圏中央自動車道は、当地域の活性化に重要な役割を果たすものと期待されている。

③ 活性化促進地域の社会的条件

当地域は、前述のとおり良質な御影石の産地であることを端緒として、石材加工を中心とする工業が集積する同一の経済圏を形成しており、社会的一体性を有している。

(2) 特定中小企業集積の状況

① 活性化促進地域における製造業に属する特定の事業及び関連性の高い事業

当計画では、特定の事業及び関連性の高い事業を次に掲げる事業とする。

ア 特定の事業

当地域の特定の事業（以下「特定産業」という。）は、「骨材・石工品等製造業」（日本標準産業小分類 F 2 5 8）とする。ただし、活性化を促進する具体的業種は、「骨材・石工品等製造業」のうち「石工品製造業」（日本標準産業細分類 F 2 5 8 3）に限るものとする。

イ 関連性の高い事業

当地域の特定産業に関連性の高い事業（以下「関連産業」という。）は、産業連関表において、特定産業である「骨材・石工品等製造業」に対する中間投入額または中間需要額が、特定産業に対する製造業の平均中間投入額または平均中間需要額の2倍以上であるもの、及び当該関連産業に対する特定産業の中間投入額または中間需要額が、当該関連産業に対する製造業の平均中間投入額または平均中間需要額の2倍以上であるものの中から、技術面や取引面などで密接な関連を有する9業種を選定する。

さらに、製品の製造過程上特定産業と密接な関連を有する業種として、石工品の製造工程時に生じる端材等を配合した粘土を原料とするタイルなどの研究開発が進められている「陶磁器・同関連製品製造業」、石工機械製造業が含まれる「特殊産業用機械製造業」、骨材・石工品等製造業に係る技術・設備等を利用して製造が行われる事業として、石製の神仏具製造業が含まれる「宗教用具製造」、同じく石製家具製造業が含まれる「その他の家具・装備品製造業」の4業種を選定する。

これらにより選定した13業種は次のとおりである。

(ア) 特定産業に対する中間投入額が、特定産業に対する製造業の平均中間投入額の2倍以上であるもの

- その他の窯業・土石製品製造業 F 2 5 9（日本標準産業小分類、以下同じ。）
- 洋食器・刃物・手道具・金物類製造業 F 2 8 2
- 金属加工機械製造業 F 2 9 4
- その他の機械・同部分品製造業 F 2 9 9

(イ) 特定産業に対する中間需要額が、特定産業に対する製造業の平均中間需要額の2倍以上であるもの

- ガラス・同製品製造業 F 2 5 1
- セメント・同製品製造業 F 2 5 2
- 建設用粘土製品製造業（陶磁器製を除く） F 2 5 3
- 発電用・送電用・配電用・産業用電気機械器具製造業 F 3 0 1

(ウ) 当該関連産業に対する特定産業の中間投入額が、当該関連産業に対する製造業の平均中間投入額の2倍以上であるもの

○研磨材・同製品製造業 F 2 5 7

(エ) その他関連性の高い事業

○宗教用具製造業 F 1 7 2

○その他の家具・装備品製造業 F 1 7 9

○陶磁器・同関連製品製造業 F 2 5 4

○特殊産業用機械製造業 F 2 9 6

② 特定中小企業集積の現状

[集積の発展経過]

稲田石が建設用材として初めて世に出たのは、明治18年（1885）に日本鉄道株式会社が創立され、水戸、小山間に鉄道が敷設されたときに使用されたのが始めであろうといわれている。以来、稲田地区は首都東京に近接する良質な花崗岩産地であるという地の利を活かしながら、国会議事堂など近代日本を代表する主要建造物に使用された建築用石材等を製造してきた。また、建設資材のみならず、当地域に共通する主要製品である墓石及び同関連製品も製造されている。

羽黒地区は、稲田地区と真壁・大和地区の間に位置し、そのスタートは同様に水戸線の敷設を端緒とし、稲田地区に数年遅れて企業化が始まっている。しかし、現在では、地元産原石を使用した墓石や石柵などの関連製品が主に製造されている。

真壁・大和地区は、大市場である首都圏を対象に、主として地元産原石を加工した墓石や石塔などの関連製品の供給地として発展してきた。特に昭和30年代中頃から40年代中頃にかけて、半農半工の下請企業を中心に大幅に事業所が増加しており、事業所数が最も多い地区となっている。また、平成7年に国の伝統的工芸品として指定を受けた真壁石燈籠は、文政7年（1824年）にその歴史が始まっており、以来受け継がれてきた石材加工技術は、当地域の技術の確かさの証しとなっている。

なお、J R 水戸線の稲田駅及び羽黒駅は、石材輸送の拠点として設置された駅であり、最盛時の石材業の活況を物語っている。

[集積の現況（製造及び技術面）]

当地域では、墓石、外柵などの墓石関連製品から、石燈籠、記念碑・モニュメント、石彫品、門・塀・エクステリア、字彫、建設石材まで多様な製品が製造されており、石工品の品目すべてに対応できる産地となっている。ただし、個々の企業でみた場合、墓石、外柵、建材などにはほぼ特化している。出荷額等で見た場合、製造品の大半は、墓石及び同関連製品や建設石材である。その他、「燈籠」、「記念碑・モニュメント」などがやや目立つが、その他の品目については、墓石及び関連製品などの製造を行う企業が随時的に手がけていることが多く、実質的には多角化しているとはいえない状況にあり、出荷額も小さい。

当地域は、採石から建設石材の加工までを行う中堅企業の多い稲田地区と、墓石及び関連製品の製造を行う企業の多い羽黒及び真壁・大和地区に分類できるが、いずれの地区も受注・生産活動の頂点に立つ企業がたくさんある「山脈型」の産地構造が特徴となっており、全体として一つの大きな産地を形成している。

全国一と言われた加工技術であるが、国内の他産地や中国を初めとする諸外国の技術水準も向上してきており、当地域の加工技術の絶対的な優位性は失われつつある。

用途開発や技術改良という点からみた場合、これまで活発な研究開発活動は展開されておらず、商品企画力やデザイン開発力が弱い。

生産設備及び技術に関して、自動化機器の導入が目立っており、自動研磨機を始め、CADシステム、コン

ピュータ制御の加工機器等がかなり導入されている。ただし、バブル経済期の過剰な設備投資が、経営の足を引っ張っていると指摘する声もある。

また、従来集積のメリットとして機能してきた、共同化などの水平分業や下請加工等については、近年の受注量の大幅な減少により、その機能を発揮できなくなりつつある。

[集積の現況（経営及び販売面）]

当地域の企業の主な市場は首都圏であり、墓石及び関連製品の販売経路は消費地の小売業者にほとんど依存している。独自の販路を開拓しようとしている企業はかなり出始めているが、未だ販路開拓力、マーケティング力が弱い。なお、建設石材の販売経路は墓石及び関連製品とかなり異なり、建築物等の設計・施工を行う業者からの発注を受けて、これら建設関連業者に納入される。

また、販売ネットワークは産地として一本化されておらず、個々の企業の独自経路に依存している。自ら消費者に小売販売を行っている企業もあるが、その多くは小規模の企業である。来訪する消費者への直接販売が盛んである産地もあるが当地域では、こうした販売方法に対する関心が従来低かった。

営業専従者をおいている企業も非常に限られており、経営と営業の区別が明確に認識されていない企業も多い。

当地域の企業への納入割合は低下しているとする企業が多くなっており、産地外取引が拡大している傾向にある。また、小売への進出、拡大を図りたいとする企業も多く、従来のように問屋へ納入するルートが減ってきている。すなわち取引先については多様化しつつあるといえる。

品質の高い原石の産出地であることや、伝統的な技術のある産地として知られており、産地としての知名度やブランド力（当地域の企業に依頼すれば満足できる製品の納入が保証される）は一応発揮されているが、あくまで石材関連の小売業者周辺までの評価であり、最終消費者まではそのブランド力が近年浸透していない状況にある。

また、企業アンケートでは、日常の資金繰りが困難をあげる企業も多く、企業活動を存続させていく上で、深刻な状況にある企業が多いことを表している。

[集積の課題]

企業アンケートの調査結果で見ると、「製品輸入の急増などによる価格の低迷や採算の悪化」と「景気低迷による市場の停滞・縮小、製品単価の低下」を課題とする企業が最も多い。

1980年代に始まった韓国・中国など諸外国からの安価な原石の輸入は、90年代に入って、石材製品の流入急増へと転じることとなった。最近、原石の輸入量は横ばい傾向にあるものの、完成品や半製品の形で入ってくる石材製品の量は、増加の一步を辿っており、当地域を含めて国内における製品加工の割合は、日に日に狭まっている。製造原価のかんがりのウェイトを占める人件費などの格差から生じる外国産石材製品と国内産製品との価格差は小さくなく、品質や技術では評価の高い当地域の石材製品ではあるが、価格面で勝負しきれなくなってきた。

また、バブル経済崩壊以降の景気停滞により、公共事業や霊園開発なども低迷しており、わが国における石材需要自体の低迷も長期化している。近年の受注量の減少により、当産地全体としても受注量は減少してきており、販売ネットワークが産地として一枚岩ではないこともあって、仕事の取り合いなど、地域内競争が増加しており、価格の引き下げ合いなどの問題も生じてきている。

これら、安価な外国製品の流入と景気の低迷、さらに消費者の低価格商品に対する志向性の強まりに加え、地域内競争の激化による価格の引き下げ合いなどもあり、当該産地企業の収益性を悪化させている。

さらに、近年環境問題がクローズアップされており、石材加工の工程等で生ずるコッパ・スラッジ〔注〕などの廃棄物処理は、石材産業として無視できない問題となっている。これらについては、特に、処分費用や処

分場の確保等が大きな問題となっており、製造コスト上昇の一因となっている。

なお、産地全体としては、経営者及び従業者の高齢化が進んでおり、若年労働者の確保をはじめとして、後継者の育成が必要となっている。

〔注〕コッパ（石材コッパ）とは、石材加工における切削工程時に排出される小破石である。

スラッジ（石材スラッジ）とは、石材加工における研磨及び切削工程時に排出される排水中の浮遊性物質濃度成分をろ過し、凝集剤を用いるなどして沈殿させた泥状の物質である。

〔発展方向〕

石工品製造業の産地として当該集積の活性化を図るには、消費者ニーズの高度化・多様化・低価格志向に対応するために、海外製品との差別化を図る高感度製品の開発、多品種少量生産になりつつあるマーケットニーズに迅速に対応するための設計・生産技術の向上、手作業部分を合理化するための加工技術・生産技術の開発、コッパ・スラッジを活用したリサイクル製品の事業化に向けた技術開発など、非価格競争・価格競争の両面での競争力の強化が必要である。

また、染色等の表面処理加工技術の開発や異分野技術の導入、環境へのやさしさや抗菌性など石材の優れた性質を活用した製品の開発、環境・空間創造など今後の成長が期待できる製品分野に対応できる技術の強化など、石材製品の需要自体を喚起するための技術力の向上が必要となる。

さらに、中国など諸外国からの原石流入という現実を直視し、世界の様々な石材についても高精度な加工ができるような技術を確立することも重要である。

③ 特定中小企業集積に属する中小製造業の数及びその工業出荷額

当計画における特定中小企業集積に属する中小企業者の数は、平成7年で505（うち骨材・石工品等製造業451。以下本節において同じ。）、その工業出荷額は763億3256万円（659億4390万円）となっている。

(3) 政策的支援の必要性

当計画の特定中小企業集積の平成2年から平成7年の5年間ににおける工業出荷額での伸び率は△9.3%（うち骨材・石工品等製造業△12.5%。以下本節において同じ。）であり、我が国全体のこの間の伸び率△5.4%を大きく下回っている。

また、同時期において当該集積に属する中小企業者の数は504（455）から505（451）に、従業者数は5,137人（4,431人）から4,945人（4,125人）にと推移しているが、特に当該集積の工業出荷額が当地域の工業出荷額に占める割合は、53.1%（47.5%）から43.0%（37.2%）へと大きく低下しており、政策的支援の必要性がある。

(4) 特定中小企業集積の活性化の地域にとっての有効性及び適切性

当活性化促進地域には、製造業に属する中小企業者が平成7年で740あり、特定中小企業集積に係る工業出荷額及び中小企業者の当活性化促進地域に占める割合は、それぞれ43.0%（うち骨材・石工品等製造業37.2%。以下本節において同じ。）、68.2%（60.9%）と極めて大きな比重を占めている。

また、当集積は当活性化促進地域において経済的に重要であるのみならず、当地域の市町村では、それぞれの総合計画において「石のまち」「日本一の石の都」「石の息づくむらづくり」などと標ぼうするとともに、街角や景観の整備における中核的要素として石を位置付けており、当集積の活性化を図ることは、当活性化促進地域の発展を図るために有効かつ適切である。

2 特定中小企業集積に係る特定分野

当集積においては、景気低迷による市場の停滞・縮小、海外製品の流入急増及びこれらの影響による価格の低迷や採算の悪化という厳しい状況を打開するために、当集積に蓄積された精度の高い総合的な加工技術を活用し、より高度で付加価値の高い製品を安価に製造し得る技術を開発するとともに、石材の特性の最大限の活用と異分野技術等の導入により、既存の分野のみならず石材の需要をさらに多分野に拡大する独自性のある製品への展開を図る

必要がある。

また、ゼロエミッションを目指し、加工工程において生ずるコップ・スラッジを活用したりサイクル製品製造の事業化に向けた技術開発を図る必要がある。

このため、当計画における特定分野は次のとおりとする。

高度加工技術の導入によるマーケットニーズに対応した高感度・低コスト製品、

及び

高度加工・異分野技術の導入による石材の高度・有効活用製品並びにリサイクル製品に関する分野

上記の特定分野は、次の4つの要素に区分整理される。

《分野1》高度加工技術（デジタル技術、グラフィック技術等）を基礎とした高感度で低コストな製品

《分野2》異分野技術（表面処理技術、耐震技術、環境関連技術等）を導入して、石材の優れた性質や感覚を高度かつ有効に活用した製品

《分野3》マーケットニーズに対応した高感度・高付加価値製品

《分野4》異分野技術（焼結技術、研磨技術、接着技術等）の導入によるコップ・スラッジなどを活用したりサイクル製品

[製品分野への応用]

以上の特定分野について、具体的な製品分野への応用としては、次のようなものが考えられる。

《分野1》高度加工技術（デジタル技術、グラフィック技術等）を基礎とした高感度で低コストな製品

例…墓石（ニューデザイン・オリジナルデザインなど）、燈籠・塔、記念碑・モニュメント、彫像など

《分野2》異分野技術（表面処理技術、耐震技術、環境関連技術等）を導入して、石材の優れた性質や感覚を高度かつ有効に活用した製品

例…ビルや住宅用の外装材・内装材、住宅設備機器、墓石・外柵、外構、土木資材（河川護岸用資材・石橋等を含む）、庭園用・ガーデニング用資材、修景材、抗菌グッズ（台所・浴室など水回り周辺設備を含む）、記念碑・モニュメント、石材を組み込んだ電気製品・時計・照明機器等の融合型製品など

《分野3》マーケットニーズに対応した高感度・高付加価値製品

例…家具、調度品、インテリア、エクステリア、ギフト用品、住宅設備機器など

《分野4》異分野技術（焼結技術、研磨技術、接着技術等）の導入によるコップ・スラッジなどを活用したりサイクル製品

例…タイル、瓦、セラミック、路盤材、住宅設備機器、その他建築用・土木用資材

当計画における特定分野は、以下の点からみても適切である。

(1) 経済社会環境への適切な対応

この特定分野は、消費者ニーズの高度化・多様化・低価格志向、技術革新の進展、国際化の進展、環境面での意識の高まり及びリサイクル化という経済的社会的環境の変化に適切に対応した事業分野である。

① 消費者ニーズの高度化・多様化・低価格志向への対応

消費者ニーズは、バブル経済崩壊以降、一方では品質や本物に対する強い要求が見られるとともに、他方では低価格志向が強まるなど、一層多様化している。またPL法の施行により製品の安全性への要求も高まっているほか、抗菌グッズの根強い需要など、各種の製品に新たな付加価値を求める傾向もある。

当計画による特定分野は、オリジナリティー溢れる高感度で、高機能かつ信頼性の高い安価な石材製品の開発を行うものであり、また多品種少量生産という消費者ニーズにもクイックレスポンスで対応できる加工技術

の開発を目指しており、消費者ニーズの高度化・多様化・低価格志向に対応した事業分野である。

② 技術革新の進展への対応

この事業分野は、当集積の保有する加工技術について、デジタル技術、グラフィック技術などの最新技術の導入・開発を図るとともに、独自性を有する高感度な製品により競争力を高めようとするものであり、技術革新の進展に対応した事業分野である。

③ 国際化の進展への対応

この事業分野は、中国を初めとする海外石材製品の流入が急増する中で、消費者ニーズに対応した高感度性や新たな付加価値など、非価格面での優位性を確保しようとするとともに、製造コスト増大の一因であるコップ・スラッジ等の処理について、リサイクル製品の開発により価格面での格差を低減しようとするものであり、国際化の進展に対応した事業分野である。

④ 環境面での意識の高まり及びリサイクル化への対応

当計画では、石材の加工等の過程において、排出されるコップ・スラッジ等について、単なる廃棄物ではなく、リサイクル製品製造の原材料として再資源化を図ることとしており、環境面での意識の高まり及びリサイクル化に対応した事業分野である。

(2) 既存事業分野との関連性

この特定分野は、これまでの石工品製造において当該集積に蓄積された多様かつ総合的な加工技術、ノウハウ、人材等が活用できる分野であり、既存事業との関連性が高い事業分野である。

(3) 地域特性との適合性

当地域は、良質な花崗岩の産出地として、安定した原材料の確保が容易であるという従来の利点のみならず、今後北関東自動車道や首都圏中央連絡自動車道の整備が着々と進むという交通条件や、隣接する筑波研究学園都市には、筑波大学等の高等教育機関に加え、国公立及び民間の研究所が集積しているなど、人材の供給と指導研究を行う面においても恵まれるなど、特定分野への展開について自然的・社会的に恵まれた地域である。

また、当地域は石材製品の最大消費地である首都圏内にある石材製品の産地であるという特質を将来にわたって有しているとともに、地元市町村は石材業を中心とする地場産業の振興を、まちづくりの柱としてとらえているなど、この特定分野は、地域の特性に適合した事業分野である。

3 特定分野に係る事業に関する目標

(1) 計画期間

始期	平成10年 9月28日
終期	平成16年 3月31日

(2) 特定分野に係る事業に関する目標水準

① 工業出荷額

	平成7年	平成15年
活性化促進地域における特定分野の工業出荷額	(百万円) 16,852	(百万円) 17,357

特定分野に係る事業に関する目標水準の工業出荷額については、平成7年の工業出荷額等を基礎として、現在までの下降傾向が継続するものとして推計した数値（平成15年で14,243百万円）に、活性化計画に伴う施策の具体的な効果を見込むことが可能となる平成12年以降からの増加を勘案し、平成15年の目標となる工業出荷額を設定したものである。

② 事業所数

	平成7年	平成15年
活性化促進地域における特定分野の事業所数	266	266

事業所数については、平成7年の事業所数を基礎として、現在までの下降傾向及び企業アンケート調査の結果に加えて、活性化計画に伴う施策の効果を勘案して、現在の事業所数が維持し得るものとして設定したものである。

③ 新たに開発すべき技術の分野その他の指標

焼結・接着等の異分野技術の導入によるコッパ・スラッジを活用した窯業・農業・建設材料分野などに係る低コストのリサイクル製品及び製造技術の開発

	平成7年	平成15年
活性化促進地域においてコッパ・スラッジのリサイクル（再利用）を行う事業所	% 12.2	% 17.9

以上の目標は、現在の経済情勢の中での達成が極めて厳しいものであるが、地域内の中小企業の著しい生産加工技術の向上等と真摯な自助努力に併せて、支援機関等関係機関が各種支援事業を実施することにより、達成可能であると考えられる。

4 支援事業を実施する者及び支援事業の内容

(1) 支援機関の名称、位置及び機能

当計画においては、活性化促進地域内及び隣接する地域に所在する次の機関を支援機関とする。

茨城県工業技術センター 窯業指導所

株式会社 つくば研究支援センター

茨城県工業技術センター窯業指導所及び株式会社つくば研究支援センターは、技術開発、技術指導、技術研修、技術情報提供などの機能を有する機関であり、この2つの機関が相互に補完しながら、有機的に連携しつつ、中心となって、中小企業等が実施する進出事業・円滑化事業等に対する総合的な支援を行うこととする。

〔茨城県工業技術センター 窯業指導所〕

茨城県工業技術センターは、茨城県工業試験所、茨城県窯業指導所など4機関を統合して、昭和60年4月に設立され、急激な技術革新に対応するため、基盤技術の向上と先端的高度技術の移転・実用化を図ることにより、21世紀に向けて独創的高付加価値型の技術・商品・企業の育成を目指し活動してきている。

昭和25年に設立された茨城県窯業指導所を前身とする茨城県工業技術センター窯業指導所は、笠間焼で知られる本県窯業と当計画の特定業種である本県石材加工業の指導機関として、本所にあたる茨城県工業技術センターと連携しつつ、技術開発、技術指導、技術研修、技術情報提供を行ってきている。

なお、窯業指導所は筑波西部地域の笠間市に所在しており、石材加工業に関連する各種技術の開発や指導などにおいて求められる設備・人材を有する公的機関であり、平成7年11月には「匠工房・笠間」としてリニューアルされ、現在地に移転している。

また、茨城県工業技術センターは、筑波西部地域の笠間市の南東10～20kmに位置する茨城町に所在しており、

当集積が異分野の技術等の導入を図ろうとする際に、窯業指導所を通じて支援を行うこととなる。

[株式会社つくば研究支援センター]

株式会社つくば研究支援センターは、筑波研究学園都市の大学や国立研究機関等の技術・研究集積を活用し、地域の研究開発水準の向上及び研究開発成果の企業化を促進するため、茨城県が中心となり、昭和63年2月に設立された第3セクターであり、筑波西部地域に隣接するつくば市に所在する。

当機関は、筑波研究学園都市に立地するという特長を活かし、基礎研究に重点を置く学・官の研究者と応用・企業化開発を目指す産業界との相互交流、各種セミナー等の実施を通して、ここを拠点とした技術・研究開発のシーズの提供を進めており、当該集積が各種技術の開発や人材育成等において必要としている学・官の研究機関及び研究者の活用等についての種々のノウハウを有するとともに、人材育成における研修等において必要となる設備・人材を有する機関である。

(2) 支援機関が行う支援事業の目的と概要

茨城県工業技術センター窯業指導所及び株式会社つくば研究支援センターは、相互に補完しながら有機的に連携しつつ、次の活性化支援事業を行うこととする。

[茨城県工業技術センター 窯業指導所]

① 研究開発事業（平成10年度～平成15年度）

当地域に集積する石工品製造業に係る中小企業を支援するために必要となる「コップ・スラッジのリサイクル」をはじめとして、窯業指導所が有する焼結技術等を活用した新製品・新技術の開発を行う。

また、新製品等の事業化に向け、製造コストの低減を図るための技術等について研究開発を行う。

② 人材育成事業（平成10年度～平成15年度）

産地企業等が特定分野に進出するために必要となる多様な技術（加工技術の高度化、異分野技術の導入、商品企画力・デザイン力の向上、CAD・CAMの活用等）について、つくば研究支援センターが開催する研修会・講習会を、技術的側面から支援する。

同様に、窯業指導所及び公的な支援を受けて組合等が開発した技術等について、つくば研究支援センターが普及のために開催する研修会・講習会について、技術的側面から支援する。

③ 交流・連携促進事業（平成10年度～平成15年度）

つくば研究支援センターが実施する産地企業と大学及び研究機関との交流・連携事業において、両者の技術面でのコーディネートを行う。

④ 調査研究・成果普及事業（平成10年度～平成15年度）

進出すべき新規事業分野等に係る内外の技術動向や特許権その他の工業所有権に関する情報など各種の情報を収集するとともに、当該情報を集積内の企業に提供する。

⑤ 指導・助言事業（平成10年度～平成15年度）

当機関が開発した技術及び公的な支援を受けて組合等が地域における公開を前提として開発した技術の普及のため、実地研修を含んだ技術指導を行う。

また、産地内の企業等に対し、特許権その他の工業所有権に関する指導・助言を行なう。

[株式会社 つくば研究支援センター]

① 人材育成事業（平成10年度～平成15年度）

産地企業等が特定分野に進出するために必要となる多様な技術（加工技術の高度化、異分野技術の導入、商品企画力・デザイン力の向上、CAD・CAMの活用等）及び特定分野への進出を円滑になさしめるための経営技術の高度化などについて、研修会・講習会等を開催する。

同様に、窯業指導所及び公的な支援を受けて組合等が開発した技術等について、普及のための研修会・講習

会を開催する。

② 交流・連携促進事業(平成10年度～平成15年度)

人材育成事業における研修会・講習会の場などを活用し、当該集積の企業等と大学及び研究機関との交流会を開催し、その交流・連携を図る。

また、産地組合等が計画しているコップ・スラッジ等の焼結・接着等による再資源化及び石材の染色等による表面処理等について研究を行う機関と、産地企業等との交流会を随時開催し、両者の交流・連携を促進するとともに、産地組合・企業等が連携を必要とする研究機関等と産地企業等との仲介を行う。

③ 調査研究・成果普及事業(平成10年度～平成15年度)

進出すべき新規事業分野等について調査等を行い、特許権その他の工業所有権に関する情報など各種の情報を収集するとともに、当該情報を集積内の企業に提供する。

④ 指導・助言事業(平成10年度～平成15年度)

人材育成事業と連動しながら産地内の企業等に対し、経営・技術等に関する指導・助言を行う。

また、産地内の企業等に対し、特許権その他の工業所有権に関する指導・助言を行なう。

⑤ 販路開拓事業(平成12年度～平成15年度)

新商品、新技術を活用した製品、コップ・スラッジを活用したリサイクル製品などについて、販路開拓用ガイドブックの作成、展示会の開催等による普及・PRを行う。

5 その他特定中小企業集積の活性化の促進に関し必要な事項

(1) コンセンサスの形成

この活性化計画は、当地域内の産業界、商工団体、行政、関係機関の代表及び学識経験者により構成された茨城県特定中小企業集積活性化計画策定委員会における地域、業種及び特定分野等の検討に基づき、当該市町村等とも協議のうえ、地域の中小企業者のニーズを踏まえ、策定したものである。

県としては、市町村、商工会、茨城県中小企業団体中央会、その他関係機関と緊密な連携を保ちつつ、この計画の普及に努め、今後、この計画に基づき中小企業者等が進出計画及び進出円滑化計画を作成、実施するに当たっては、その自主性と創意を尊重しつつ、この計画に沿って、円滑な実施ができるように努めるものとする。

(2) そ の 他

県は、当集積の活性化のため、この計画の趣旨に沿って次の事業を実施する。

① 筑波西部地域活性化推進協議会(仮称)の設置

活性化計画の普及及び当集積の活性化のため、関係機関の緊密な連携を維持することを目的として、当地域内の産業界、商工団体、行政、関係機関の代表及び学識経験者によって構成する筑波西部地域活性化推進協議会(仮称)を設置する。

② 中小企業者等による進出計画・進出円滑化計画の作成に対する指導

当集積の活性化のため、中小企業者等が進出計画及び進出円滑化計画を作成するに当たっては、産地において十分な指導が受けられるよう市町村及び商工会に依頼するとともに、進出計画等の作成指導を行うこれらの機関の職員に対する研修会を開催するなど、指導体制を整備する。

③ いばらきストーンフェスティバルの開催に対する支援

当集積の既存製品かつ主要製品である墓石及び関連製品、建築石材等の販路拡大及び販売促進のために、茨城県石材業協同組合連合会が開催する展示会兼商談会「いばらきストーンフェスティバル」について、市町村と一体となって助成等の支援を行う。



◎特定漁業者に対する共済契約の締結の申込みについての同意を求めるための発起の届出

漁業災害補償法施行規則（昭和39年農林省令第35号）第48条の2において準用する同規則第46条第1項の規定により、次の者から小型磯崎加入区の特定第2号漁業者に対する共済契約の申込みについて同意を求めるための発起の届出があったので、同条第3項の規定により公示する。

平成10年10月22日

茨城県知事 橋 本 昌

届出者

ひたちなか市磯崎町3674-4 菊 池 賢 寿

ひたちなか市和田町1-11-6 薄 井 勝 美

◎特定漁業者に対する共済契約の締結の申込みについての同意を求めるための発起の届出

漁業災害補償法施行規則（昭和39年農林省令第35号）第48条の2において準用する同規則第46条第1項の規定により、次の者から小型大洗加入区の特定第2号漁業者に対する共済契約の申込みについて同意を求めるための発起の届出があったので、同条第3項の規定により公示する。

平成10年10月22日

茨城県知事 橋 本 昌

届出者

東茨城郡大洗町磯浜町526-1 飛 田 清 二

東茨城郡大洗町東光台5-13 小松崎 長太郎

◎特定漁業者に対する共済契約の締結の申込みについての同意を求めるための発起の届出

漁業災害補償法施行規則（昭和39年農林省令第35号）第48条の2において準用する同規則第46条第1項の規定により、次の者から小型波崎加入区の特定第2号漁業者に対する共済契約の申込みについて同意を求めるための発起の届出があったので、同条第3項の規定により公示する。

平成10年10月22日

茨城県知事 橋 本 昌

届出者

鹿島郡波崎町西仲島9333 小 浜 勤

鹿島郡波崎町別所4673 今 津 宏 志

◎公共測量の実施

測量法（昭和24年法律第188号）第5条の規定に基づく公共測量を次のとおり実施する旨通知があったので、同法第39条の規定において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成10年10月22日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 測量機関 牛久市田宮東土地区画整理組合
- 2 作業の種類 公共測量（土地区画整理出来形確認測量）
- 3 作業期間 平成10年10月6日から平成11年3月31日まで
- 4 作業地域 牛久市田宮及び柏田地内

◎有料道路に関する公示

千葉県道路公社が実施する（仮）銚子新大橋有料道路の工事について、同公社からの依頼により次のとおり公告する。

平成10年10月22日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 路 線 名 県道銚子波崎線
- 2 工事の区間 千葉県銚子市小船木町（県境）から
茨城県鹿島郡波崎町矢田部（県境から173.3メートルの地点）
- 3 工事の種類 新設工事
- 4 工事開始の日 平成10年9月30日

◎開発行為の工事完了

都市計画法（昭和43年法律第100号）附則第4項の許可に係る開発行為について、次の区域の工事が完了したので、同法附則第5項において準用する同法第36条第3項の規定により公告する。

平成10年10月22日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称
下妻市大字大木字上原1266番，1267番，1265番2，1270番1，1270番2，1268番6，1269番1，1271番1，1272番1，1272番2
- 2 事業主の住所及び氏名
下妻市大字大木1252番地3
有限会社 新栄商事
代表取締役 桜 井 勇

◎開発行為の工事完了

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の許可に係る開発行為について、次の区域の工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

平成10年10月22日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称
石岡市東光台5丁目2893番1，2892番1，2891番3，2891番1の一部
- 2 事業主の住所及び氏名
千葉県柏市中央町2番8号
株式会社 三喜
代表取締役 八木下 眞 司

- 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称（第6-1工区）
常陸太田市幡町字幡山244番2の一部，430番6の一部，1762番3，同番5，1763番7，同番10，1767番2，1768番，1769番2，1770番2，1831番3，1837番，1854番8の一部

2 事業主の住所及び氏名

茨城県日立市幸町 1 丁目20番 2 号

株式会社日立ライフ

代表取締役 役 重 道 明

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

ひたちなか市堀口字中原679番 2, 680番 1, 681番 1, 682番 1, 683番 2

2 事業主の住所及び氏名

ひたちなか市大字堀口194番地

清 水 よしえ

◎開発行為の工事完了

都市計画法（昭和43年法律第100号）附則第 4 項の許可に係る開発行為について、次の区域の工事が完了したので、同法附則第 5 項において準用する同法第36条第 3 項の規定により公告する。

平成10年10月22日

茨城県知事 橋 本 昌

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

稲敷郡新利根町中山字後畑4415番 2 から17まで

2 事業主の住所及び氏名

真壁郡関城町舟生1073番地100

株式会社 坂入建設

代表取締役 坂 入 功

◎開発行為の工事完了

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の許可に係る開発行為について、次の区域の工事が完了したので、同法第36条第 3 項の規定により公告する。

平成10年10月22日

茨城県知事 橋 本 昌

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる区域の名称（第 1 工区）

鹿島郡神栖町大字南浜 3 番227の一部

2 事業主の住所及び氏名

横浜市中区南仲通 2 丁目15番地

丸全昭和運輸株式会社

代表取締役 井 上 隆

◎道路の位置の指定

建築基準法（昭和25年，法律第201号）第42条第 1 項第 5 号に規定する道路を次のとおり指定した。

平成10年10月22日

茨城県知事 橋 本 昌

指定番号 道路の 指定番号	指定年月日	申 請 者		道路の位置	道路の幅員及び延長	
		氏 名	住 所		幅 員	延 長
鹿総建指指令 第344号	平成10年10月9日	久保 博	鹿嶋市大字荒井35	鹿嶋市大字和 字明799番42	メートル 6.20	メートル 58.15

指定番号 道路の 指定番号	指定年月日	申 請 者		道路の位置	道路の幅員及び延長	
		氏 名	住 所		幅 員	延 長
鹿総建指指令 第345号	平成10年10月9日	株式会社 ミツフ産業 代表取締役 日向寺 守	鹿嶋市大字大小志崎 789-3	鹿嶋市大字浜津賀 字南489番3	メートル 4.50 7.20	メートル 19.06 14.14

指定番号	指定年月日	申 請 者		道路の位置	道路の幅員及び延長	
		氏 名	住 所		幅 員	延 長
北総建指令 第1215号	平成10年10月13日	東成プラン ニング株式 会社 代表取締役 河野 清	那珂郡東海村舟石川 764番地1	那珂郡東海村大字村松 字仲町289番2	メートル 6.00 4.50	メートル 34.73

正 誤

平成10年9月24日付け茨城県報第995号中次のとおり誤りがあったので訂正する。

ページ	行	誤	正
19	上から25	2982番1	乙982番1

毎週月・木曜日発行 (緊急事項は号外発行) (定価送料とも1月)
(休日の場合は繰下発行) (金 3,060円)

発 行 茨 城 県

購読申込先 〒310-8555 茨城県水戸市三の丸1丁目5番38号

茨 城 県 総 務 部 総 務 課

電話番号 029 (221) 8111 (代)